

令和8年度

一関市立藤沢小学校

第1回 学校運営支援協議会



○日時 令和8年4月16日（木）10：30～12：30

○場所 藤沢小学校 視聴覚室

一関市立藤沢小学校

次第

○行事参観(1年生を迎える会) 10:30～11:15

1 開会(副校長) 11:20

2 校長挨拶

3 学校運営支援協議について

・ねらい ・組織 ・委員紹介 等

4 協議

○今年度の学校経営について

○藤沢小学校学校運営支援協議会の活動について

○委員長・副委員長の選任(互選)

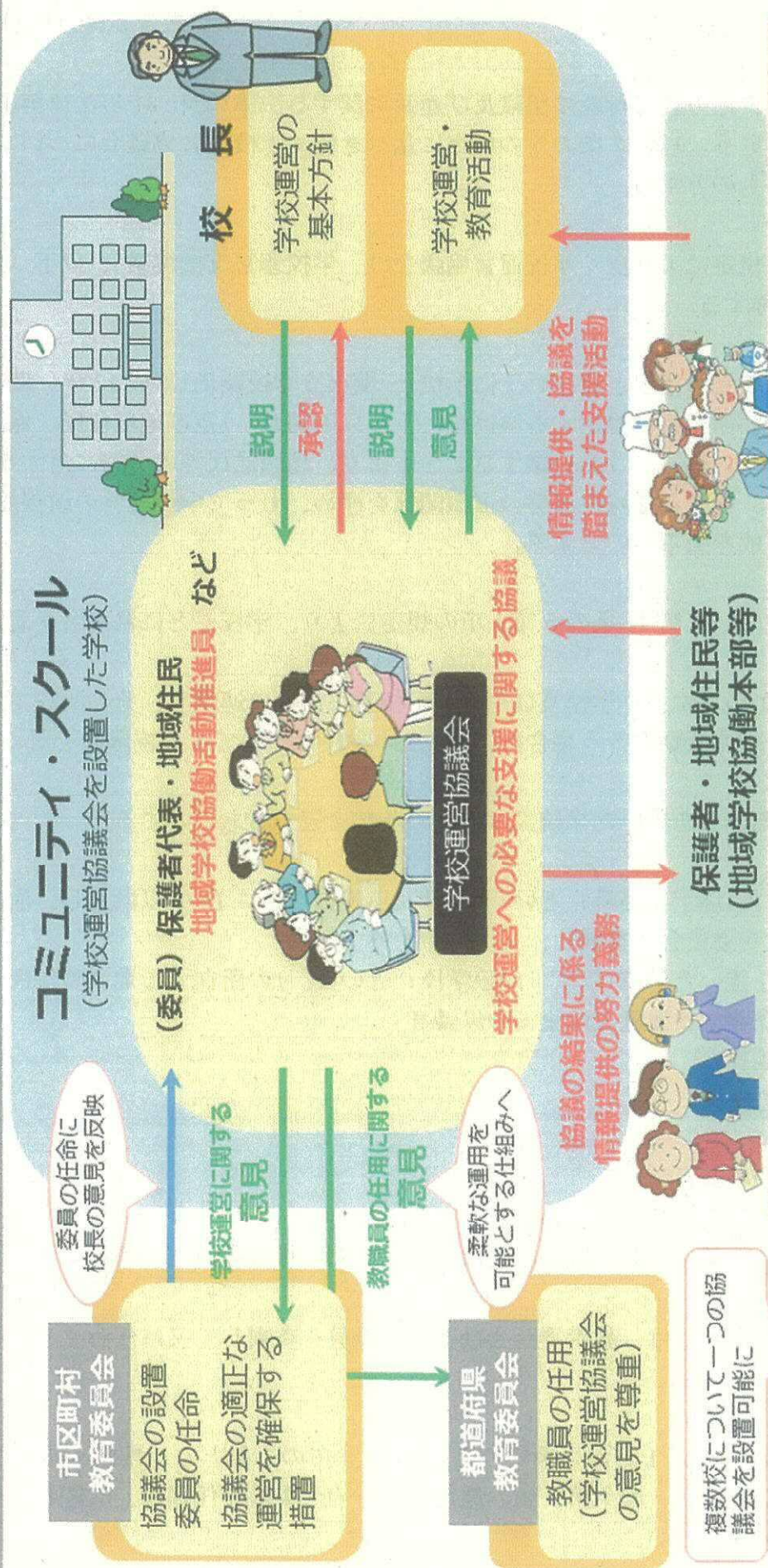
○年間計画について

○その他

5 その他

6 閉会(副校長) 12:30

コミュニティスクール（学校運営協議会制度）の仕組み

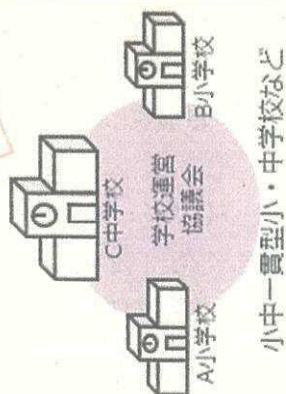


＜学校運営協議会の主な役割＞

地教法第四十七条の五

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができること



(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 47 条の 5 の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(協議会の目的)

第 3 条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校(一関市立学校条例(平成 17 年一関市条例第 69 号)第 2 条及び第 3 条に規定する学校をいう。以下同じ。)及び地域住民、保護者等(以下「地域住民等」という。)が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第 4 条 教育委員会は、法第 47 条の 5 第 1 項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2 以上の学校について 1 の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校又は地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第 5 条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、協議会ごとに 15 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 当該協議会を置いた学校(以下「対象学校」という。)の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 対象学校の校長

(4) 対象学校の教職員

(5) 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第 3 項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。
- (2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。
- (3) その他委員としてふさわしくない行為を行うこと。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。
- (2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。
- (3) 特定の個人に関するものでないこと。
- (4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

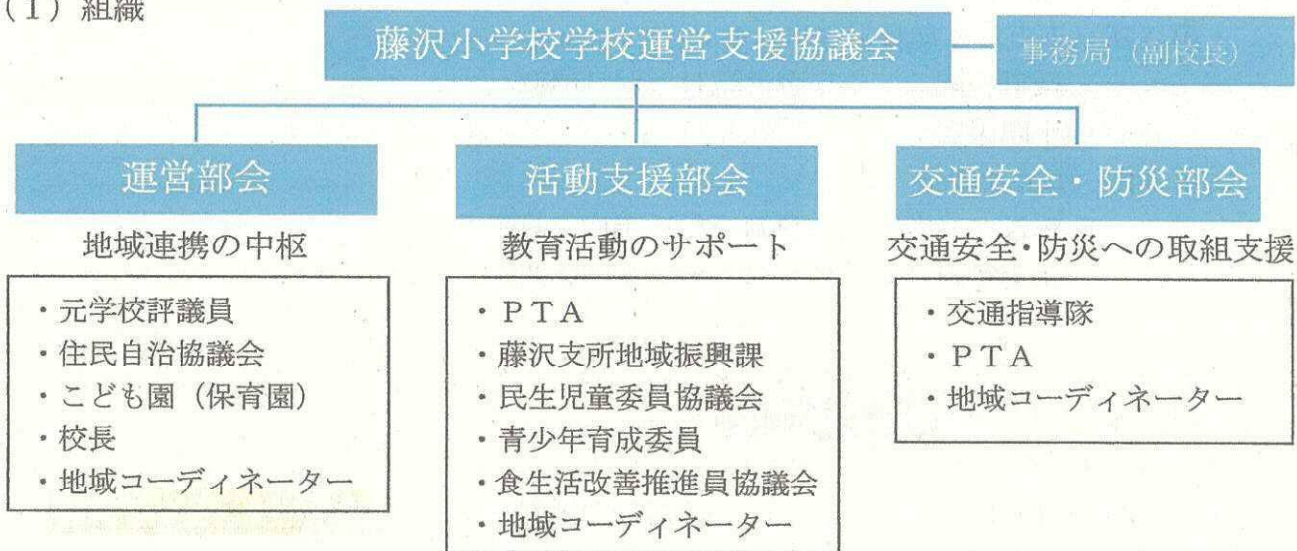
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

1. ねらい

- 学校運営支援協議会を通じて、学校運営に地域住民や保護者が参画することにより、地域の実情に応じた特色ある学校づくりを実現させる。
- ◇ 地域の力を学校運営に導入することを通じて学校運営の活性化を図る。
- ◇ 地域住民や保護者の参画により校長の学校経営を支援する。
- ◇ 外部講師やボランティアの依頼等、地域の協力を得やすい環境を構築する。
- ◇ 家庭に対する要望等を通じて、学校と家庭の適切な役割分担を実現する。

2. 組織・構成員

(1) 組織



(2) 構成員 (13名)

役職	氏 名		備考
	千 田 修	PTA 会長	(充職)
	小野寺 美 紀	藤沢こども園園長	(充職)
	及 川 忠	元学校評議員	(地域)
	畠 山 憲 一	元学校評議員	(地域)
	小野寺 隆 元	市民センター長	(充職)
	畠 山 文 子	食生活改善推進員協議会	(地域)
	熊 谷 三千代	交通指導隊藤沢地域隊長	(地域)
	佐々木 ゆかり	地域振興課係長	(充職)
	山 口 由 美	主任児童委員	(充職)
	菅 原 三千司	青少年育成委員	(地域)
	菊 地 桂 子	校長	(充職)
事務局	藤 野 孝	副校長	(充職)
	千 葉 千 絵	地域コーディネーター	(充職)

4. 活動計画 ※期日は現時点のもので変更もあり得ます。

令和8年度活動計画（案）

(1) 学校運営支援協議会定例会議

・第1回〔4月16日（木）〕

○授業参観「1年生を迎える会」

○学校運営方針説明・承認 ○年間計画の共有

○委員長・副委員長の選任（互選）

○1年間の行事予定や活動計画から、運営支援協議会委員の方々に学校が目ざすところを理解していただく。

・第2回〔6月17日（水）〕

○授業参観 ○学校からの報告等と検討協議

・第3回〔11月20日（金）〕

○授業参観 ※学習参観日と同日開催

○中間報告

・第4回〔2月17日（水）〕

○報告 ○今年度の評価 ○次年度方針説明

○授業参観「6年生を送る会」と同日開催

(2) 年間計画

①入学式〔4/7（火）〕 ☆委員来賓参加

②新入生下校見守り（徒歩・SB乗車）

〔4/8（水）～10（金）〕

活動支援部

地域ボランティア募集

③交通安全教室〔4/10（金）〕

交通安全・防災部

④新入生給食補助〔4/13（月）～〕

活動支援部

地域ボランティア募集

⑥運動会〔5/23（土）〕 ☆委員来賓参観

活動支援部 PTA

地域ボランティア募集

⑦避難訓練〔4/20,6/19,11/12,1/20〕

交通安全・防災部

⑧祖父母交流会〔9/11（金）〕

活動支援部

地域ボランティア募集

⑨学習発表会〔10/24（土）〕 ☆委員来賓参観 PTA

⑩授業参観〔6/17（水） 11/20（金）〕 ☆委員参観 協議会時 PTA 教育講演会

⑪卒業式〔3/19（金）〕 ☆委員来賓参加

⑫各教科・総合的な学習への協力・支援 活動支援部

※地域ボランティア募集

（生活科ものづくり、理科実験・観察、家庭科裁縫・調理実習、図工作品制作、

体育水泳学習見守り、地域教材の提供等）

⑬校外学習等への協力・支援

活動支援部

地域ボランティア募集

（校外学習同行サポート）

⑭環境教育・キャリア教育・福祉教育・復興教育等への協力・支援

活動支援部

※地域ボランティア募集

⑮児童の見守り、図書ボランティア、放課後学習ボランティア

等各種ボランティア活動

活動支援部

※地域ボランティア募集

⑯環境整備等活動支援部

活動支援部

※地域ボランティア募集

（校内清掃・花壇・畑整備、プール清掃）

※は実施状況に応じて

令和8年度 学校経営計画

1 学校経営の方針

社会の急速な変化により予測困難な時代になる中、これからの社会を生きる子どもたちには、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待される。

このような時代を迎えるにあたり、現行学習指導要領では、これまでの「何を学ぶか」から、「何を身に付けるか」を軸に据えた「資質・能力ベース」の考え方に立ち、カリキュラム改革を目指している。持続可能な開発のための教育 ESD では、学習指導で重視する能力・態度として、「批判的に考える力」「未来像を予測して計画を立てる力」「多面的・総合的に考える力」「コミュニケーションを行う力」「他者と協力する力」「つながりを尊重する態度」「進んで参加する態度」が挙げられている。

本校においても、学校経営の理念、学校教育目標のもと、本校として重点的に育成を目指す資質・能力を明確にし、それらの資質・能力を育成する観点で教育課程の改善を図り、子どもたちの特性や取り巻く環境に配慮しながら「進んで学ぶ子・思いやりのある子・体と心をきたえる子」の知・徳・体（生きる力）の育成に組織的に取り組んできた。

昨年度、子どもたちの実態や課題を受け、「チーム藤小」から「チーム藤沢」へとコミュニティスクールへの取組を行い、家庭・地域と連携した「子どもが育つ」学校づくりに取り組んできた。そして、「みんなちがって みんないい」（金子みすゞ）という言葉をもとにグローバルな視点で捉える必要性を認識し、学校経営を進めてきた。子どもたちは、落ち着いた学校生活が送れるようになり、大きく成長している。

今年度も、「子どもが育つ学校」を理念とし、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な課題を乗り越える過程を大切にした学校経営を推進し、教育活動全体のウェルビーイングを目指す。

2 学校経営の理念

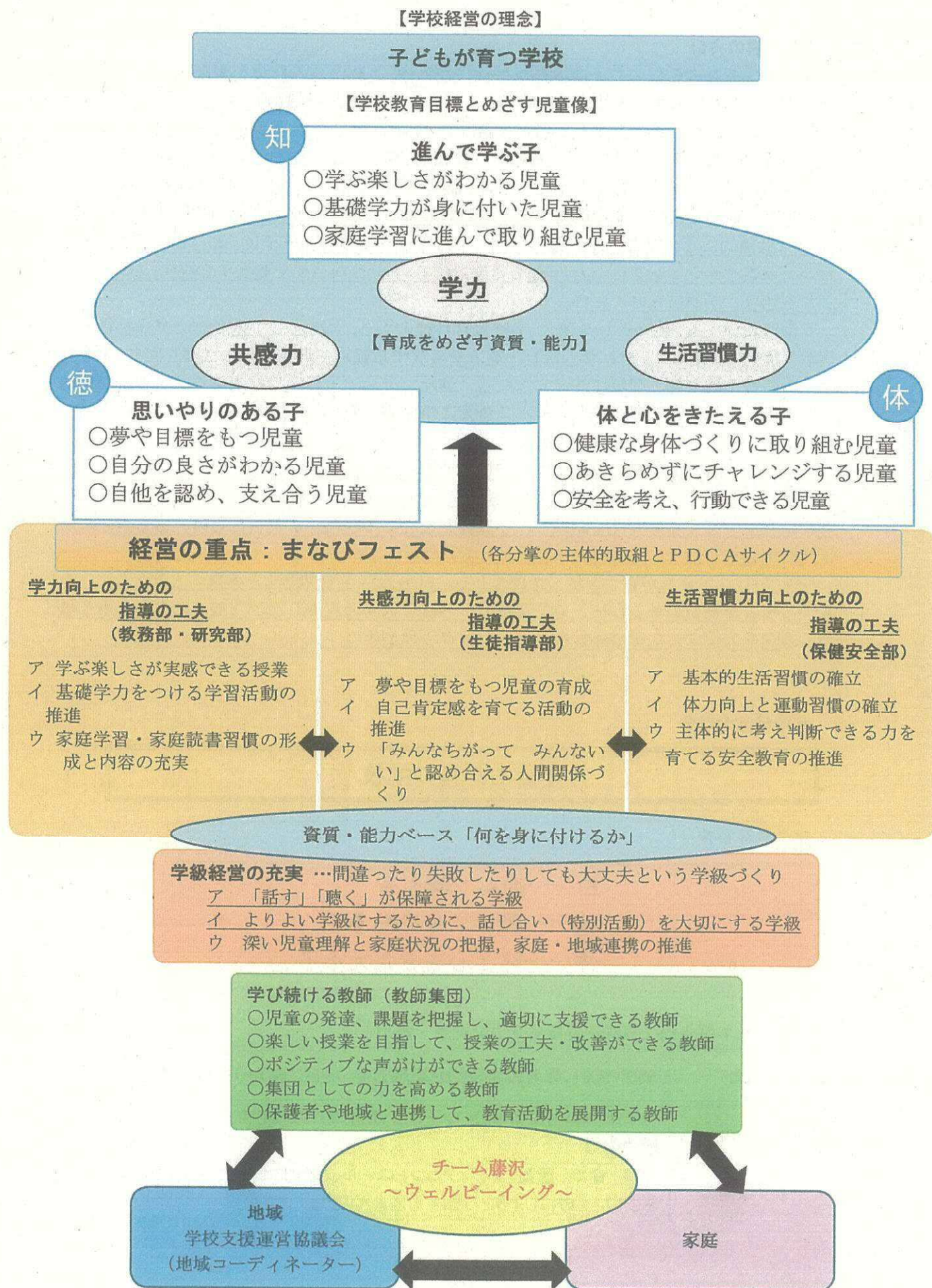
子どもが育つ学校

3 学校教育目標

知……進んで学ぶ子
徳……思いやりのある子
体……体と心をきたえる子

4 本校として重点的に育成を目指す3つの資質・能力

学力	知識・技能 思考力・判断力・表現力等 学びに向かう力・人間性等
共感力	相手の気持ちに寄り添い、その人の立場になって考えようとする態度や能力
生活習慣力	睡眠、食事、運動、メディアコントロール、安全について、自ら考え、望ましいものにしようと行動する態度や能力



6 経営の重点の具体的取組

(1) 学力向上のための指導の工夫（知：進んで学ぶ子）

ア 学ぶ楽しさが実感できる授業

- ・身に付けた資質・能力をアウトプットする場面を計画する。
- ・地域との連携を図り、カリキュラムマネジメントを図った学びを計画・実践し、時間の有効活用を図る。
- ・「ふりかえり」を大切にし、自己調整し、主体的に学習に取り組む態度を育てる。

イ 基礎学力をつける学習活動の推進

- ・既習事項が身についていない等支援が必要な児童への組織的な対応。（昼活動・教育相談・個別指導・TT・寺子屋プリントなど）
- ・脳を育てる「言海」や教科書等の音読や100マス計算等への取り組み。
- ・全校集会の感想（4年生以上）記述など「条件に即して書く力」を育みます。

ウ 家庭学習・家庭読書の習慣化の形成と内容の充実

- ・読書への興味・関心を高めるための工夫を行い、家庭読書習慣を形成する。
- ・家庭学習の交流（ICTの活用やリレーノートなど）により内容を充実させる。

(2) 共感力向上のための指導の工夫（徳：思いやりのある子）

ア 夢や目標をもつ児童の育成

- ・夢や目標を自己決定し、実行、振り返りによる成長の自覚を図る。
- ・カリキュラムマネジメントを行い、多様な人や本などから学ぶ場を計画する。
- ・SWPBSの取り組みを行い、一人ひとりのニーズに応じた支援を提供します。

イ 自己肯定感を育てる活動の推進

- ・子どもの活躍の場を広げる教育活動を計画し展開する。
- ・児童会活動、特別活動など。「話し合い」における意思形成や合意形成のプロセスを大切にし、自治能力を育む。
- ・みんなが気持ち良く生活するための「藤小 スマイル宣言」などのルールの大切さを考え、実践できる子どもの育成を推進する。

ウ 「みんなちがって みんないい」と認め合える人間関係づくり

- ・間違ったり失敗したりしても大丈夫という学級・学校づくり
- ・「ふじさわあいさつ」を通して、自分からあいさつできる子どもの育成を行う。
- ・「ふわふわ言葉」があふれる取組の推進を行う。
- ・いじめの未然防止や早期発見、解決への組織的な対応を行う。

(3) 生活習慣力向上のための指導の充実(体：体と心をきたえる子)

ア 基本的生活習慣の確立

- ・十分な睡眠やバランスのよい食事の大切さを理解し、実践する意欲を高める働きかけを行う。
- ・家庭と連携し、ルールや時間を守ってメディア機器を使用する態度を育成する。
- ・家庭学習強化週間にメディアコントロールの目標を設定した取り組みを行う。

イ 体力向上と運動習慣の確立

- ・体力運動能力検査結果の分析考察を生かした体育指導を実践する。
- ・「60プラスプロジェクト」(岩手県推進事業)による体力向上、健康教育の推進に取り組む。
- ・体育的行事で目標に向かってあきらめずにチャレンジする価値を大切にする。

ウ 主体的に考え、判断できる力を育てる安全教育の推進

- ・廊下は静かに歩くや正しくズックをはくなど、安全な生活を送るために考え、行動できる力の育成を推進する。
- ・教科や行事と関連付けた防災、減災教育に取り組む。



令和8年度 一関市立藤沢小学校 まなびフェスト

子どもが育つ学校づくりには、学校・家庭・地域の連携が必要です。ご理解とご協力をお願いいたします。

子どもが育つ学校

学校の教育目標	(知) 進んで学ぶ子	(徳) 思いやりのある子	(体) 体と心をきたえる子
つきたい力	学力	共感力	生活習慣力
めざす児童の姿	(1) 学ぶ楽しさがわかる児童 (2) 基礎学力が身についた児童 (3) 家庭学習に進んで取り組む児童	(1) 夢や目標をもつ児童 (2) 自分の良さがわかる児童 (3) 自他を認め、支え合う児童	(1) 健康な身体づくりに取り組む児童 (2) あきらめずにチャレンジする児童 (3) 安全を考え、行動できる児童
学校の重点取組 (めざす児童の姿に近づくため、重点的に取り組む内容)	《基礎学力定着のための指導の工夫》 (1) 学ぶ楽しさが実感できる授業 - 身に着けた資質・能力をアウトプットする場面を計画します。 - 地域との連携を図り、カリキュラムマネジメントを図った学びを計画・実践し、時間の有効活用を図ります。 「ふりかえり」を大切にし、自己調整し、主体的に学習に取り組む態度を育てます。 (2) 基礎学力をつける学習活動の推進 - 支援が必要な児童への組織的な対応を行います。 - 脳を育てるため、音読・暗唱テストや100マス計算に取り組めます。 - 全校集会の感想記述など「条件に即して書く」力を育てます。 (3) 家庭学習・家庭読書習慣の形成と内容の充実 - 読書への興味・関心を高め、家庭読書習慣を形成します。 - 家庭学習の交流を図り、内容の充実を図ります。	《心を育む生徒指導と心の教育の充実》 (1) 夢や目標をもつ児童の育成 - 夢や目標をもたせ、振り返りにより成長の自覚化を図ります。 - カリキュラムマネジメントを行い、多様な人や本などから学ぶ場を大切にします。 - SWPBS（学校全体で取り組むポジティブな行動支援）に取り組む、一人一人のニーズに応じた支援を行います。 (2) 自己肯定感を育てる活動の推進 - 児童の活躍の場を広げる教育活動を展開します。 - 児童会活動、学級活動など「話し合い」におけるプロセスを大切にし、自治能力を育てます。 「頼りあすマイル宣言」など、ルールの大切さを考え、実践できる子どもの育成を推進します。 (3) 「みんなちがって、みんないい」と認め合える人間関係づくり - 間違ったり失敗したりしても大丈夫という学級・学校づくり - ふじさわ挨拶やらわらわ言葉があふれる取り組みを行います。 - いじめの未然防止や早期発見、解決に組織的に対応します。	《健やかな体を育む健康安全教育の充実》 (1) 基本的な生活習慣の確立 - 睡眠や食事の大切さを理解し、実践する意欲を高める働きかけを行います。 - 家庭と連携し、ルールや時間を守ってメディア機器を使用する態度を養います。 - 家庭学習強化週間にメディアコントロールの目標を設定して取り組みます。 (2) 体力向上と運動習慣の確立 - 体力運動能力調査への意欲を高め、結果分析、考察を体育指導に活かします。 60分プラスプロジェクトによる体力向上、健康教育に取り組めます。 - 体育的行事で目標に向かってあきらめずに取り組む価値を大切にします。 (3) 主体的に考え判断できる力を育てる安全教育の推進 - 安全な生活を送るために考え、行動できる力を育みます。 - 教科や行事と関連付けた防災、減災教育に取り組めます。
目標値とその検証 (成果を確かめる方法と具体的な目標値)	(1) 「学習が楽しい」児童の割合 80% - アンケートによる自己評価 (4段階) (2) 学力テストの正答率の全国比100%以上 - 全国学力調査 (6年) 県学力調査 (5年) - CRT 学力調査 (全学年) 国語・算数 (3) 家庭学習強化週間達成児童割合の目標値 90% - 藤沢中、黄海小と合同実施。年間4回実施	(1) 「夢や目標をもつ」児童の割合 80% - アンケートによる自己評価 (4段階) (2) 「自分にはよいところがある」児童の割合 80% - アンケートによる自己評価 (4段階) (3) 「学校が楽しい」児童の割合80% - アンケートによる自己評価 (4段階)	(1) 「60分プラスプロジェクト」達成児童の割合 80% - 岩手県推進事業「いきいきチャレンジ」「かみかみチャレンジ」「すやすやチャレンジ」による自己評価 (3段階) (2) メディアコントロール目標達成児童の割合 80% - 家庭学習強化週間カードによる自己評価 (3) 「安全を考えて行動している」児童の割合 80% - アンケートによる自己評価 (4段階)
家庭教育	① 家庭学習に集中して取り組める学習環境を整えましょう。 ② 毎日、家庭学習カードに目を通し、頑張っていることを認め、励ましましょう。 ③ 家庭読書の時間を大切にしましょう。	④ 子どもとの対話を大切にしましょう。 ⑤ 家族の一員としての役割をもたせ取り組ませましょう。	⑥ 十分な睡眠、バランスの良い食事をとらせましょう。 ⑦ スマホ・ゲーム・テレビ使用に関する家庭のルールや時間を決め、守らせましょう。
地域教育	○地域コーディネーターの活用による教育活動への理解や協力 ○地域での交流事業 ○スポーツ少年団等のスポーツ活動や文化活動等の指導 ほか		